**15　高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可申請書**

|  |
| --- |
| **留意事項・関係書類等・根拠法令等** |

■留意事項

　１　提出期限は、変更しようとする日の60日前までであること。

　２　認可手続に当たっては、「認可手続フローチャート」参照のこと。

■関係書類

　１　変更の事由及び時期を記載した書類

　２　変更に係る条文の新旧対照表

　３　新学則

　４　変更後２年間の事業計画書及び収支予算書

　５　設置者が法人の場合は、変更に関する理事会及び評議員会の決議録

　６　変更しようとする年度の収支予算書及びその前年度の収支決算書又は収支決算見込書(注１)

　　（注１）　６については授業料、入学料その他の費用の徴収に関する事項の変更の場合のみとすること。

■根拠法令等

学法４①、学施細３の６

様式第12号（第３条の６関係）

年　月　日

　　　岩手県知事　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学校法人の名称及び

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる事務所の所在地　学校法人の名称及び主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　氏名　　　　　印

高等学校の広域通信制課程に係る学則変更認可申請書

　　学校教育法第４条第１項の規定により、　　　　高等学校（中等教育学校の後期課程）の広域通信制課程に係る学則を変更したいので、関係書類を添えて、認可を申請します。

　（Ａ４）